

東北地方（福島県外）で薪、木炭、しいたけ等の生産販売をしている申立人について、風評被害による薪・木炭の逸失利益、出荷制限指示による薪返品に伴う返金相当額、不要となったしいたけの梱包資材に関する棚卸相当額の損害等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 損害項目

ア 薪に係る営業損害（逸失利益）	金671,879円
イ 木炭に係る営業損害（逸失利益）	金50,042円
ウ 薪返品に伴う損害（追加的費用）	金52,500円
エ 資材に関する損害（追加的費用）	金560,449円
オ 検査費用	金164,250円

(2) 期間

- ア 上記損害項目アにつき
平成23年8月1日より平成24年12月31日まで
- イ 上記損害項目イにつき
平成24年1月1日より平成24年12月31日まで
- ウ 上記損害項目ウないしオにつき
平成24年1月1日より平成24年5月31日まで

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、合計金1,499,120円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和

解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
平成25年11月6日

(仲介委員 高井章光)